

定款、業務規程及び送配電等業務指針の変更案に対して受領した御意見・質問等と本機関の回答

項番	条項	意見・質問等	本機関回答
1	定款第55条	第2回 電気事業環境整備WGでは、財政投融资のデフォルト対策としては、①事業者からの市況金利の徴収、②広域機関による財政健全性確保、③ ①②の対応を以ってしても尚、対応困難な場合の万一の対策として、一般送配電事業者から特別会費を徴収することが整理されており、定款の変更内容は審議会の整理（資料の記載）と整合すべきと考えられるため、以下の通り、【 】の内容を追記・修正してはいかがか。 2 特別会費の額は、～（中略）～これらの事業者が本機関から貸付けを受けた資金の返済の全部又は一部を滞納し、【本機関による財政健全性の確保の対応を以ってしても尚、】本機関が財政融資を財源とした資金を期日までに政府に償還することが困難であると認められる場合【に限り】、当該償還に係る金額を含む。）の総額から、～（省略）	ご意見ありがとうございました。ご指摘を踏まえ修正させていただきます。
2	業務規程第66条の3	第2回 電気事業環境整備WGでは、財政投融资のデフォルト対策としては、①事業者からの市況金利の徴収、②広域機関による財政健全性確保、③ ①②の対応を以ってしても尚、対応困難な場合の万一の対策として、一般送配電事業者から特別会費を徴収することが整理されており、業務規程の変更内容は審議会の整理（資料の記載）と整合すべきと考えられるため、以下の通り、【 】の内容を追記・修正してはいかがか。 本機関は、～（中略）～これらの事業者が本機関から貸付けを受けた資金の返済を滞納し、【本機関の第66条の4の財政健全性の確保の対応を以ってしても尚、】本機関が財政融資を財源とした資金を期日までに政府に償還することが困難であると認められる場合【に限り】、当該償還に係る金額を定款第55条に規定する特別会費として請求する。	ご意見ありがとうございました。ご指摘を踏まえ修正させていただきます。
3	定款第5条第10号、業務規程第64条の10・第64条の11	【要望：融資対象の予見可能性】 認定大規模発電事業者向け融資制度については、制度の透明性及び予見可能性を確保する観点から、対象設備、対象規模、対象費用、認定要件及び申請手続を可能な限り早期に明確化していただきたい。 特に、将来的な制度運用を見据え、太陽光発電設備におけるリプレイス、PCS 更新、蓄電池併設、出力増強、長寿命化投資、FIP 案件及び長期 PPA 案件等について、本制度との関係性や対象となり得る範囲を可能な限り具体的に示していただきたい。 また、申請様式及び必要書類についても早期に公表し、関係事業者が制度内容を適切に理解できるよう配慮いただきたい	融資制度の対象や認定要件については、現在国の方で「電気事業法施行規則等の一部を改正する省令」が意見公募をされているものと承知しています。また、申請に係る様式等についても同様に国による意見公募がなされているものと承知していますので、そちらをご参照ください。 【参考】 https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/download?seqNo=0000321013 https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/download?seqNo=0000321014
4	業務規程第64条の10・第66条・第66条の2	【要望：融資条件の予見可能性】 認定大規模発電事業者向け融資制度については、制度の透明性及び予見可能性を確保する観点から、貸付基準、審査項目、貸付条件及びモニタリングの考え方を明確に示していただきたい。	本機関が貸付の内容を決定するに当たって従うべき基準である、「電気事業法第28条の50の2の規定による貸付けの内容を決定するに当たって推進機関が従うべき基準」について、現在国の方で意見公募がなされているものと承知しています。本機関としては当該基準に基づき、融資制度を適切に運営できるよう引き続き国と連携して対応して参ります。 【参考】 https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/download?seqNo=0000321015

項番	条項	意見・質問等	本機関回答
		特に、貸付対象費用の範囲、貸付期間及び金利条件、民間融資との役割分担、貸付実行後のモニタリング内容等について、関係事業者が制度の運用を理解できる形で公表していただきたい。 また、制度の具体化及び運用見直しに当たっては、関係事業者への適切な情報提供をお願いしたい。	
5	業務規程第64条の9、送配電等業務指針第53条の7	【要望：審査運用の予見可能性】 基幹送変電設備整備等計画に係る審査については、事業者の予見可能性を確保するとともに、必要な系統整備の円滑な推進に支障が生じないように、評価基準及び審査手続を可能な限り明確化していただきたい。 特に、評価対象となる事項、追加資料を求める場合の考え方、審査期間の目安及び手続の流れについて整理し、公表していただきたい。 また、本審査手続が基幹送変電設備整備計画の策定・認定や発電設備の接続工程に不必要な遅延を生じさせることのないよう、効率的かつ合理的な運用としていただきたい。	ご指摘の点を参考に国と連携し検討いたします。
6	業務規程第62条の2	【要望：コスト検証運用】 業務規程第62条の2に定める広域系統整備計画のコスト検証について、検証を行う時期、対象となる費用増加、評価手続および結果の反映方法を明確にしていきたい。 また、資材価格・為替等の変動を適切に考慮しつつ、必要な系統整備の遅延や発電事業者の予見可能性低下を招かない運用としていただきたい。	コスト検証に関しては、資源エネルギー庁と広域機関が連名で策定・公表している「広域系統整備計画のコスト検証等に関するガイドライン」に記載されております。詳細は公表資料をご参照ください。 【参考】 https://www.occto.or.jp/news/kouikikeitou_guidelines_260415_kohyou.html
7	定款第56条の2、業務規程第64条の2、送配電等業務指針第53条の2	【意見・確認事項：値差収益・交付金運用】 定款変更案および関連する審議会資料では、広域系統整備交付金交付等業務等に充てる資金の確保方法および値差収益の活用方法を見直す方向が示されている。この制度変更により、再生可能エネルギーの導入に必要な地域間連系線および地内系統の整備時期、ならびに事業者の費用負担や予見可能性に影響が生じないように、配分・運用の基本的な考え方及び必要な情報を適切に公表し、事業者の予見可能性確保に配慮いただきたい。	値差収益の配分等、広域系統整備交付金交付等業務に関して本機関が踏まえるべき事項、必要な手続きは、現在国で意見募集中の「広域的運営推進機関に関する省令」及び「広域系統整備交付金に係る電気工作物の整備又は更新に要する費用等を定める告示」に規定される予定です。 本機関は、意見募集を踏まえた当該省令・告示の規定に基づき、適切に広域系統整備交付金交付等業務を運営して参ります。 【参考】 https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/detail?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=620340007&Mode=0

項番	条項	意見・質問等	本機関回答
8	定款第55条、 業務規程第66条の3・第66条の4	【意見・確認事項：特別会費制度】 定款第55条第2項の変更案では、事業者による貸付金の返済滞納により、広域機関が財政融資を財源とした資金を政府に償還することが困難と認められる場合、当該償還額を特別会費の算定に含めることとされている。特別会費制度の運用にあたっては、電気料金への影響を最小化するとともに、関係事業者の予見可能性確保に資する情報提供をお願いしたい。	本融資制度においては、償還確実性を確保するため、事業の投資回収の予見性が担保されていることを事前に確認することに加えて、民間金融並みの金利を徴収すること等により本機関の経理内においてリスクバッファとして高流動性資産を維持し、それでもなお、事業者からの返済の滞納等が生じ、本機関から国への償還が困難になると認める場合には、個別事案ごとに国に確認をし、必要な場合は、特別会費による回収を判断することになると想定しています。特別会費による回収が必要と判断する場合には、本機関にて予算及び事業計画の変更案を作成の上、評議員会、総会等で会員事業者様を含めた第三者による客観的なチェックを受け、さらに変更後の予算及び事業計画について国の認可を受けた上で実施することを想定しています。

その他の定款及び業務規程の変更

項番	条項	変更理由
1	定款第56条の2	広域系統整備交付金交付等業務並びに第5条第9号及び第10号に掲げる業務に要する費用に充てる資金について、政府からの借入れ及び法第28条の56の2に規定する補助金のほか、金利収入も含まれることから、条文中の「補助金」を「補助金等」に修正いたします。
2	業務規程第64条の2第2項	広域系統整備交付金の交付に関して、改正予定の広域的運営推進機関に関する省令第9条第2項の記載に合わせ、条文中の「当年度」を「前項の申請がされた年度」に修正いたします。
3	業務規程第64条の5第3項	認定整備等事業者に対する資金の貸付けに関して、記載の趣旨は変わりませんが、改正予定の広域的運営推進機関に関する省令第9条の2第2項の記載に合わせ、文章内での文言を入れ替える調整をしております。
4	業務規程第64条の9第1項	基幹送変電設備整備等計画の評価に関して、改正予定の広域的運営推進機関に関する省令第17条の3の記載に合わせ、条文中の「評価することができる」を「評価する」に修正いたします。